

協議第 3 6 号

平成 1 5 年 月 日 確認

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて別冊のとおり提出する。

平成 1 5 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議第36号

協議会協議項目（案）

消防団の取扱い

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	消防部会
関係項目		分科会	消防総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
121 消防団の組織に関する事	①消防団組織に関する規定等 津市条例により、消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例の施行に關して必要な事項を定めている。 消防団長、副団長、分団長の任期は4年とする。ただし、再任することを妨げない。	①消防団組織に関する規定等 久居市条例により、消防団の組織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制及び条例の施行に關して必要な事項を定めている。	①消防団組織に関する規定等 河芸町消防団条例、規則により、消防団の組織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例の施行に關して必要な事項を定めている。 団員は本町に在住する18歳以上50歳未満であること。 ただし、消防団長、副団長、分団長、副分団長、班長はこの限りでない。	①消防団組織に関する規定等 芸濃町条例により、消防団の組織、階級について定めている。 芸濃町消防団は5つの分団に分かれている。 団長の任期は4年である。ただし再任は妨げない。 団長は、副分団長以上の幹部により選任される。 副団長は団長が指名する。	①消防団組織に関する規定等 美里村消防団設置規則により、消防団の組織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例の施行に關して必要な事項を定めている。 消防団長、副団長の任期は2年とする。ただし、再任はこれを妨げない。	①消防団組織に関する規定等 安濃町消防団条例により、消防団の組織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例の施行に關して必要な事項を定めている。 消防団長、副団長の任期は4年とする。ただし、再任することを妨げない。 消防団員の条例定数は120名とする。
	②消防団員数、階級 団長：1人 副団長：5人 分団長：22人 副分団長：17人 部長：43人 班長：76人 団員：276人 計440人	②消防団員数、階級 団長：1人 副団長：6人 分団長：11人 副分団長：11人 分団部長：22人 班長：57人 団員：163人 計271人	②消防団員数、階級 団長：1人 副団長：2人 分団長：5人 副分団長：3人 班長：22人 団員：142人 計175人	②消防団員数、階級 団長：1人 副団長：1人 分団長：5人 副分団長：5人 部長：5人 班長：13人 団員：75人 計105人	②消防団員数、階級 団長：1人 副団長：2人 分団長：4人 副分団長：4人 班長：12人 団員：80人 計103人	②消防団員数、階級 団長：1人 副団長：1人 分団長：5人 分団長：5人 副分団長：3人 部長：6人 班長：11人 団員：90人 計117人
	③分団 団本部・統括分団 新町分団・養正分団 敬和分団・橋北分団 栗真分団・白塚分団 一身田分団・大里分団 高野尾分団・安東分団 櫛形分団・片田分団 神戸分団・橋南分団 藤水分団・高茶屋分団 雲出分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団・第5分団・第6分団 第7分団・第8分団・第9分団 第10分団・第11分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団・第5分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団	③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	121. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)
-------	--------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>①消防団組織に関する規定等 香良洲町条例により、消防団の組織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例の施行に関して必要な事項を定めている。 消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長の任期は4年とする。ただし、再任することを妨げない。</p>	<p>①消防団組織に関する規定等 消防団長、副団長、分団長の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。 団長(1名)副団長(2名)分団長(4名)副分団長(14名)部長(14名)班長(38名)団員(143名)計218名</p>	<p>①消防団組織に関する規定等 白山町消防団条例により、消防団の組織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例及び規則の施行に関して必要な事項を定めている。 消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長の任期は2年とする。ただし、重任することを妨げない。</p>	<p>①美杉村消防団条例により、消防団の組織、階級等について定めている。 消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、及び条例及び規則の施行に関して必要な事項を定めている。 消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長の任期は4年とする。ただし、重任することを妨げない。</p>	<p>・消防団の組織(分団、定員、階級等)については、団長以下現行のまま新市に移行する。 連絡調整役として、団長の互選により統括団長・副統括団長・津及び久居方面団長を設ける。 ただし、消防組織法上の権限は有しない役職とする。 その他については、津市の例により調整する。 ・合併後の団員数は、定員2,287人とする。(平成15年4月1日現在の実員2,124人) ・10消防団本部、64分団体制</p>
<p>②消防団員数、階級 団長:1人 副団長:2人 分団長:6人 副分団長:5人 部長:5人 班長:9人 団員:63人 計91人</p>	<p>②消防団員数、階級 団長:1人 副団長:2人 分団長:4人 副分団長:14人 部長:14人 班長:38人 団員:145人 計218人</p>	<p>②消防団員数、階級 団長:1人 副団長:1人 分団長:5人 副分団長:5人 部長:21人 班長:47人 団員:183人 計263人</p>	<p>②消防団員数、階級 団長:1人 副団長:2人 分団長:7人 副分団長:7人 部長:28人 班長:69人 団員:227人 計341人</p>	<div style="text-align: center;"> <p>各消防団長から互選する。</p> </div>
<p>③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団・第5分団</p>	<p>③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団</p>	<p>③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団・第5分団</p>	<p>③分団 団本部 第1分団・第2分団・第3分団 第4分団・第5分団・第6分団 第7分団</p>	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	消防部会
関係項目						分科会	消防総務分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
125 消防団の報酬、報酬に関すること	①消防団員の報酬 団 長 : 74,500円 副 団 長 : 61,000円 分 団 長 : 42,000円 副分団長 : 37,000円 部 長 : 29,000円 班 長 : 29,000円 団 員 : 28,500円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長 : 92,000円 副 団 長 : 55,500円 分 団 長 : 42,600円 副分団長 : 27,000円 分団部長 : 24,100円 班 長 : 20,700円 団 員 : 19,600円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長 : 155,000円 副 団 長 : 91,000円 分 団 長 : 65,000円 副分団長 : 53,000円 班 長 : 31,000円 機械班長 : 31,000円 団 員 : 22,000円 (年額)	①消防団員の報酬(年額) 団 長 : 155,000円 副 団 長 : 91,000円 分 団 長 : 62,000円 副分団長 : 42,500円 部 長 : 28,500円 班 長 : 28,500円 団 員(機関手) : 26,500円 団 員(一般) : 22,000円	①消防団員の報酬 団 長 : 155,000円 副 団 長 : 91,000円 分 団 長 : 54,000円 副分団長 : 42,500円 班 長 : 29,000円 機 関 士 : 27,500円 団 員 : 22,000円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長 : 155,000円 副 団 長 : 91,000円 分 団 長 : 62,000円 副分団長 : 42,500円 部 長 : 32,000円 班 長、自動車運転手 : 27,000円 機 関 士 : 26,000円 団 員 : 22,000円 (年額)	
	②消防団員の費用弁償・出勤手当 団員が水火災その他の災害に出勤した場合 : 1回3,800円 水火災その他の災害の予防又は警戒に出勤した場合 : 1回3,500円 教育及び訓練に出勤した場合 : 1回3,300円 消防ポンプ自動車等の手入れ業務に従事した場合 : 1回1,250円	②消防団員の費用弁償・出勤手当 団員が水火災その他の災害に出勤した場合 : 1回3,100円 水火災その他の災害の予防又は警戒に出勤した場合 : 1回3,100円 訓練に出勤した場合 : 1回2,900円	②消防団員の費用弁償・出勤手当 団員が水火災その他の災害に出勤した場合 : 1回3,700円 水火災その他の災害の予防又は警戒に出勤した場合 : 1回3,700円 教育及び訓練に出勤した場合 : 1回3,700円 消防ポンプ自動車等の手入れ業務に従事した場合 : 1回3,700円	②消防団員の出勤手当等 水火災出勤等(1出勤当り) 3,700円 機関整備手当(1回当り) 4,200円 賄手当(1夜) 700円	②消防団員の費用弁償・出勤手当 団員が水火災その他の災害に出勤した場合 : 1回3,700円 水火災その他の災害の予防又は警戒に出勤した場合 : 1回3,700円 訓練に出勤した場合 : 1回3,200円	②消防団員の費用弁償・出勤手当 団員が水火災その他の災害等に出勤した場合 : 1回3,700円 水火災その他の災害の予防又は警戒に出勤した場合 : 1回3,700円 教育及び訓練に出勤した場合 : 1回3,700円 消防ポンプ自動車等の手入れ業務に従事した場合 : 1回3,100円(但し、現場において業務に従事した者に支給)	
	③消防団員の退職報償金 非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に対して階級ごとに条例で定める金額を支給している。	③消防団員の退職報償金 非常勤消防団員として1年以上勤務して退職した者に対して階級ごとに条例で定める金額を支給している。	③消防団員の退職報償金 非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に対して階級ごとに条例で定める金額を支給している。	③退職報償金 同 左	③退職報償金 同 左	③退職報償金 同 左	
	④消防団員の公務災害補償 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務により負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったとき、損害補償を受けるべき者に対して、条例により損害補償する。 療養補償、休業補償、傷病補償 年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償	④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員の公務災害補償 同 左	
	—	⑤久居市消防団の活動に関すること 消防団員については、各分団毎に毎月1回分団詰所にて機械器具点検を実施している。 ラッパ隊員については、毎月1~2回ラッパ隊訓練を行っており、出初式・春季訓練等に活躍している。 機関員報酬 : 年額6,800円 ラッパ隊報酬 : 年額8,800円	⑤消防団運営交付金 団本部 12万円 各分団 10万円 を年額として支給している。	⑤消防団運営交付金 消防団を運営するにあたっては、分団単位で会議を行ったり、親睦を図ったりすることが必要になる場合がある。 また、消防団幹部同士の懇親、他消防団や中勢支会などの交流で必要になる経費などを負担するために消防団運営交付金を設けている。 年額1,100,000円(内458,000円は分団運営費として、各分団に交付)	—	—	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		125. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)			
構成市町村の現況					調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
①消防団員の報酬 団 長: 77,000円 副 団 長: 55,000円 分 団 長: 44,000円 副分団長: 30,000円 部 長: 22,000円 班 長: 20,000円 団 員: 19,000円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長: 77,000円 副 団 長: 55,000円 分 団 長: 44,000円 副分団長: 30,000円 部 長: 22,000円 班 長: 20,000円 団 員: 19,000円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長: 77,000円 副 団 長: 55,000円 分 団 長: 44,000円 副分団長: 30,000円 部 長: 22,000円 班 長: 20,000円 団 員: 19,000円 (年額)	①消防団員の報酬 団 長: 130,000円 副 団 長: 98,000円 分 団 長: 83,000円 副分団長: 59,000円 部 長: 54,000円 班 長: 49,000円 団 員: 44,000円 (年額)	・団員報酬については、10市町村の現行予算枠の中で加重平均をもとに調整する。ただし、5年間の激変緩和措置を設ける。 【消防団員の報酬(年額)】 団 長 143,500円 副 団 長 79,000円 分 団 長 57,500円 副分団長 40,000円 部 長 31,000円 班 長 29,000円 団 員 28,000円 ・費用弁償については、10市町村の現行予算枠の中で加重平均をもとに調整する。 水 火 災 1回 3,600円 警 戒 1回 3,500円 教 育 訓 練 1回 3,300円 機関点検手入 1回 1,700円 ・退職報償金及び公務災害補償については、津市の例により調整する。 ・分団活動費については廃止し、費用弁償の中で支給する。	
②消防団員の費用弁償・出動手当 団員が水火災その他の災害に出動した場合: 1回3,000円 水火災その他の災害の予防又は警戒に出動した場合: 1回3,000円 教育及び訓練に出動した場合: 1回3,000円 消防ポンプ自動車等の手入れ業務に従事した場合: 1回3,000円	②消防団員の費用弁償・出動手当 出動手当: 1回3,000円 幹部会議: 25名×2回×5,000円 本部会議: 7名×2回×5,000円 教育訓練(消防学校)1日5,000円 中勢支会夏期訓練 1名5,000円	②消防団員の費用弁償・出動手当 団員が水火災その他の災害に出動した場合: 1回3,000円 水火災その他の災害の予防又は警戒に出動した場合: 1回3,000円 教育及び訓練に出動した場合: 1回3,000円 消防ポンプ自動車等の手入れ業務に従事した場合: 1月2,500円	②消防団員の費用弁償 委員会の委員等に支給する旅費に関する基準に基づき幹部会開催等に支給 ラッパ手手当・自動車運転手手当・機関手手当: 月額3,100円 団員が水火災その他の災害に出動した場合: 1回5,300円(出動時間が10時間以上の場合は2回分、ただし、深夜22時から5時までは、1時間を2時間とみなす。) 消防学校入学等研修: 日額11,000円 年末警戒に出動した場合: 1回7,200円 出初式日額6,700円		
③退職報償金 同 左	③退職報償金 同 左	③退職報償金 同 左	③消防団員の退職報奨金 同 左		
④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員の公務災害補償 同 左	④消防団員等の公務災害補償 同 左		
⑤香良洲町消防団活動費 消防団員は、各詰所に詰めて、自動車ポンプ及び小型動力ポンプ並びに資機材等の点検を行い、火災発生時等出動している。そこで、消防団員の活動費として次のとおり支給を行っている。 ・団本部 800,000円 1分団につき70,000円 携帯電話助成 分団長以上 10,000円×8人 副分団長 5,000円×4人	⑤消防団活動費 機械器具手当: 年額(小型ポンプ: 16台×5,000円)(積載車: 4台×25,000円)(自動車ポンプ: 2台×37000円) ラッパ班手当: 年額90,000円 夜警手当: 年額18箇所×20,000円	⑤白山町消防団分団活動費 消防団員は、月2回各詰所(白山町は現在5詰所)に詰め、自動車ポンプ及び小型動力ポンプ並びに資機材等の点検を行い、火災発生時等出動している。又、各分団より選抜した団員により、ラッパ班を編成し、月2回の練習を行い、夏期訓練・出初式等に活躍している。そこで、消防団員・ラッパ班の活動費(食料費)として次のとおり支給を行っている。 ・各分団活動助成金 1分団当たり90,000円 ・ラッパ育成助成金 90,000円 ・機関手手当: 1月2500円 ・ラッパ手訓練手当: 1回2,500円	⑤美杉村消防団分団活動費 消防団員は、毎月1日・15日に各詰所(美杉村には現在31詰所)に詰め、自動車ポンプ及び小型動力ポンプ並びに資機材等の点検を行い、火災発生時等出動している。又、各分団より選抜した団員により、ラッパ班を編成し、毎月1日・15日に練習を行い、夏期訓練・出初式等に活躍している。そこで、消防団員・ラッパ班の活動費(食料費)として次のとおり支給を行っている。 ・支給単価 団員一人当たり 3,000円 ラッパ班 150,000円 ・支給金額 団員 352名×3,000円=1,056,000円 ラッパ班 150,000円		